福岡市城南区選挙管理委員会 令和4年8月19日(金) 午前10時00分から

1 議 題

(1) 選挙人名簿から抹消する者について

(議案第 47 号)

(2) 在外選挙人名簿に登録する者について

(議案第 48 号)

2 その他

(1) 次回以降の委員会日程について(予定)

令和4年 9月 1日(木) 午前 10 時 00 分から 令和4年 9月 20日(火) 午前 10 時 00 分から

本文中の略語表記について 法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題(1) 議案第 47 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年8月19日

福岡市城南区選挙管理委員会 委員長 古 賀 勉

1 抹消する者の数763 人内訳 死亡者70 人市外転出者693 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和4年8月19日

(根拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(登録の抹消)

- 第28条 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するに至つたときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第3号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。
 - (1) 死亡したこと又は日本の国籍を失つたことを知つたとき。
 - (2) 前条第1項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた日後4箇月を経過するに至つたとき。
 - (3) 登録の際に登録されるべきでなかつたことを知つたとき。

<※1>法第27条(要旨)

市町村の選挙管理委員会は,選挙人名簿に登録されている者が選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことを知つた場合には,直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

(参 考)

抹消の基準日 令和4年8月1日

- 1 死亡者
- 令和4年7月31日までに区長から通知を受けた死亡者
- 2 市外へ転出後4箇月を経過した者 令和4年3月31日までに市外へ転出した者
- 3 抹消の内訳

			(人)
区分	男	女	計
死亡者	38	32	70
転出者	363	330	693
計	401	362	763

議題(2) 議案第48号

在外選挙人名簿に登録する者について

在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和4年8月19日

福岡市城南区選挙管理委員会 委員長 古賀 勉

1 登録する者の数 1人

2 登録する者の氏名等 別紙のとおり

(根拠)

・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

○公職選挙法(抜粋)

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 市町村の選挙管理委員会は、前条第1項の規定による申請をした者が当該市町村の在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

<※1>法第30条の5第1項(要旨)

前条第1項の規定により在外選挙人名簿に登録される資格を有する者は、最終住所の所在地の市町村の選挙管理委員会(当該資格を有する者が、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されたことがない者である場合には、申請の時におけるその者の本籍地の市町村の選挙管理委員会)に在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる。

<※2>法第30条の4第1項(要旨)

在外選挙人名簿の登録は、在外選挙人名簿に登録されていない年齢満18年以上の日本国民で、 領事官の管轄区域内に引き続き3箇月以上住所を有するものについて行う。